

# 南阿蘇村商工会

## ■小規模事業者 持続化補助金 (一般型)のご案内

●募集期間  
(商工会の締切日です)

[第3回]

9月25日(金)  
1月29日(金)(令和3年)

商工会の助言などを受けて経営計画を作成し、計画に沿った販路開拓に取り組む費用の三分の2を補助する制度です。

現在公募中で、たくさんのご相談をいたしております。新型コロナウイルスの影響を受けるなかで、新たな取り組みにより販路開拓を図る場合などにご利用いただけます。

●補助上限 50万円

●補助率 3分の2

●補助対象者

- (1) 小規模事業者であること
- (2) 商工会の管轄地域内で事業を営んでいること
- (3) 持続的な経営に向けた経営計画を策定していること
- (4) その他

●補助対象となり得る取組

- ① 販促用チラシの作成・配布
- ② 店舗改装
- ③ 商品パッケージの改良
- ④ ネット販売システムの構築
- ⑤ 新商品の開発
- ⑥ その他、販路開拓につながる取組



南阿蘇村商工会



熊本県商工会

●申請先  
南阿蘇村商工会  
TEL(62) 9435

※申請書の作成は時間がかかります。現在、商工会への相談が込み合っていますので、お早めにご相談をお願いします。  
※詳細は「南阿蘇村商工会連合会」もしくは「熊本県商工会連合会」のHPからご確認ください。  
(申請様式もダウンロードできます)

★また、「一般型」とは別に「コロナ特別対応型」も公募中です。  
現段階では、第3回目以降の受付スケジュールが確定しておりません。詳細は「熊本県商工会連合会」のHPをご確認ください。

先日、我が家にも『新型コロナ』に関するアンケートといった不審な電話がありました。「ほおー。来た、来た。さあ、何を聞いてくるんかね」と意気込んで対応し、さっさと切ってやりましたが、そばで聞いていた子どもによると、私の声色が非常に冷たくて怖かったそうです。このくらいの対応をしないと敵は引き下がらません。これから、このような電話、メールは、増えてくると思われます。絶対にだまされないでください。

さて、下記は問題の特別定額給付金に関して、注意することです。

### それ、給付金を装った詐欺かもしません！



【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
Tel (67) 2244
相談日 火曜・木曜日 午前10時～午後3時
南阿蘇村役場総務課
※巡回相談日を除く
高森町消費者相談室
Tel 0967 (62) 1111
相談日 月曜・水曜・金曜日 午前9時～午後4時

①手続きに関する行政、公的機関、金融機関の職員が訪問し、通帳やキャッシュカードを預かることは絶対にありません！  
②第三者から電話やメールで個人情報や暗証番号を聞き出したりすることは絶対にありません！  
③行政から委託されたという業者、つまり業者を装った詐欺の電話、訪問、メールには対応せず、個人情報は絶対に教えないことです！ 行政が給付金に関する委託などをすることは絶対にありません。

④「特別定額給付金」の給付のために手数料の振込を求めるることはありません。

少しでも、おかしいと感じた場合や、トラブルにあった場合は、南阿蘇消費者相談室までご連絡ください。